

## N e x t 次世代型施設園芸農業に関する商標管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県が所有する商標権のうち、“IoP (Internet of Plants)”が導く「N e x t 次世代型施設園芸農業」への進化（以下「本事業」という。）に関連するものとして別表に定める商標権（以下「本商標権」という。）の管理について、必要な事項を定める。

### (使用許諾の申請)

第2条 本商標権について、商標法（昭和34年法律第127号）第31条に規定する通常使用権の許諾を受けようとする者（以下「許諾申請者」という。）は、商標権ごとに、別紙第1号様式の「商標使用許諾申請書」を知事に提出しなければならない。

### (通常使用権の許諾)

第3条 知事は、許諾申請者から提出された申請内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、本事業に必要と認めた範囲内で、商標法第31条第2項に基づく通常使用権を許諾する。

- (1) 本事業の品位を損なうおそれがある場合。
- (2) 法令または公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、本事業に対し特に効果合認められる場合にはこの限りではない。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用を認められる場合。
- (5) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に関与する者が利用する場合。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用する場合。
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合。

2 知事は、前項の規程により通常使用権を許諾する場合には、別紙第2号様式「商標使用許諾契約書」により契約を締結するものとする。

3 知事は、第1項各号の規定により通常使用権を許諾しない場合には、その旨を許諾申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定に基づき知事から通常使用権の許諾を受けた者（以下、「通常使用権者」という）は、別紙第3号様式「商品使用態様申請書」により、許諾を受けた商標の具体的

な使用態様を申請するものとする。

- 5 知事は、前項の規定による通常使用権者の使用態様の申請について、本登録商標の識別力を失わせ又は信用を毀損するおそれがあると認めるとき等には、改善するよう指導を行うものとする。

#### (使用料)

第4条 前条第1項に規定する通常使用権の使用料は、無償とする。

#### (使用実績報告)

第5条 知事が必要があると認めるときは、本商標権の使用実績について別紙第4号様式により通常使用権者に報告を求めることができる。

#### (使用上の留意事項)

第6条 通常使用権者は、本商標権の使用にあたっては、次の各号を留意しなければならない。

- (1) 本商標権の識別力を失墜させる又は信用を毀損するおそれのある使用はしてはならない。
- (2) 通常使用権者は、第2条により申請した仕様態様を変更しようとするときは、あらかじめ申請を行い、その許諾を受けなければならない。
- (3) 通常使用権者は、第3条の規定により許諾を受けた目的以外の目的のために本商標登録を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (4) 通常使用権者は、本商標権の使用に当たり、第三者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。
- (5) 通常使用権者は、本商標権若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権を取得してはならない。
- (6) 知事は、通常使用権者の使用が使用が許諾内容に違反していると認められた場合には、当該許諾の取消をすることができる。
- (7) 通常使用権者は、本条前号の規定により、本商標権の使用が取り消されたときは、取消の通知があった日以降、使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

#### (責任の制限)

第7条 前条第6号の規定により、本商標権の使用許諾を取り消した場合において、使用許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 通常使用権者が本商標権の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、知事はその責めを負わない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年8月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月16日から施行する。

別表

登録番号および登録商標	指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
<p>【A】 登録第6363297号 「Internet of Plants」(標準文字)</p>	<p>[第7類] 金属加工機械器具, 土木機械器具, 荷役機械器具, 化学機械器具, 食料加工用又は飲料加工用機械器具, 農業用機械器具, 農業用ロボット, 包装用機械器具, プラスチック加工機械器具, 風水力機械器具, 農業温室用循環送風機, 業務用電気洗濯機, 修繕用機械器具, 業務用攪はん混合機, 業務用皮むき機, 業務用切さい機, 業務用食器洗浄機, 消毒・殺虫又は防臭用散布機(農業用のものを除く。), 動力伝導装置(陸上の乗物用のものを除く機械要素), 制動装置(陸上の乗物用のものを除く機械要素), バルブ(陸上の乗物用のものを除く機械要素), 芝刈機, 電動式カーテン引き装置, 電動式扉自動開閉装置, 3Dプリンター, 電機ブラシ</p>
<p>【A】 登録第6753398号 「Internet of Plants」(標準文字)</p>	<p>[第9類] 消火器, 消火栓, 消火ホース用ノズル, スプリンクラー消火装置, 火災報知機, ガス漏れ警報器, 盗難警報器, 保安用ヘルメット, 乗物運転技能訓練用シミュレーター, 運動技能訓練用シミュレーター, 理化学機械器具, 写真機械器具, 映画機械器具, 光学機械器具, 測定機械器具, 配電用又は制御用の機械器具, 回転変流機, 調相機, 電池, 電気磁気測定器, 電線及びケーブル, 電気通信機械器具, 電子応用機械器具及びその部品, 事故防護用手袋, 防じんマスク, 防毒マスク, 溶接マスク, 眼鏡, 運動用保護ヘルメット, ホイッスル, 映写フィルム, スライドフィルム, スライドフィルム用マウント, インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル, 録画済みビデオディスク及びビデオテープ, 電子出版物</p>
<p>【A】 登録第6363297号 「Internet of Plants」(標準文字)</p>	<p>[第35類] 広告業, トレーディングスタンプの発行, 経営の診断又は経営に関する助言, 事業の管理, 市場調査又は分析, 商品の販売に関する情報の提供, 農業経営に関する指導及び助言, 農業分野の事業に関する助言, 農業経営に関する情報の提供, 農業施策の動向に関する調査, 農業機械器具の売買契約の媒介, 農業経営の実態調査, 農業経営の診断, 職業のあっせん, 農業作業者のあっせん, 競売の運営, 輸出入に関する事務の代理又は代行, 新聞の予約購読の取次ぎ, 速記, 筆耕, 書類の複製, 文書又は磁気テープのファイリング, コン</p>

コンピュータデータベースへの情報編集，電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作，建築物における来訪者の受付及び案内，広告用具の貸与，タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供，求人情報の提供，新聞記事情報の提供，自動販売機の貸与

[第41類]

技芸・スポーツ又は知識の教授，農業に関する知識の教授，農業・園芸及び林業の分野における訓練の提供，セミナーの企画・運営又は開催，農業に関するセミナー・研修会・講習会の企画・運営又は開催，動物の調教，植物の供覧，動物の供覧，電子出版物の提供，図書及び記録の供覧，図書の貸与，美術品の展示，農業・農産物の製造に関する資料の展示，農業・農産物・畜産物・水産物及びこれらの加工食品・加工飲料・健康食品又は健康飲料の資料に関する展示及びこれらに関する助言又は情報の提供，庭園の供覧，洞窟の供覧，書籍の制作，インターネットを利用して行う映像の提供，映画の上映・制作又は配給，放送番組の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。），放送番組の制作における演出，スポーツの興行の企画・運営又は開催，興行の企画・運営又は開催（映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。），農業体験行事の企画・運営又は開催，競馬の企画・運営又は開催，娯楽施設の提供，映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供，農業に関する教育研修施設の提供，テレビジョン受信機の貸与，ラジオ受信機の貸与，レコード又は録音済み磁気テープの貸与，録画済み磁気テープの貸与，写真の撮影，通訳，翻訳，カメラの貸与，光学機械器具の貸与

[第42類]

気象情報の提供，建築物の設計，測量，地質の調査，機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究，建築又は都市計画に関する研究，公害の防止に関する試験又は研究，電気に関する試験又は研究，

	<p>土木に関する試験又は研究，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業技術に関する助言，農業技術に関する情報の提供，農業耕作の指導，機械器具に関する試験又は研究，計測器の貸与，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，理化学機械器具の貸与，製図用具の貸与</p>
<p>【B】 登録第 6 3 8 6 5 3 6 号</p> 	<p>[第 7 類]</p> <p>金属加工機械器具，土木機械器具，荷役機械器具，化学機械器具，食料加工用又は飲料加工用機械器具，農業用機械器具，農業用ロボット，包装用機械器具，プラスチック加工機械器具，風水力機械器具，農業温室用循環送風機，業務用電気洗濯機，修繕用機械器具，業務用攪はん混合機，業務用皮むき機，業務用切さい機，業務用食器洗浄機，消毒・殺虫又は防臭用散布機（農業用のものを除く。），動力伝導装置（陸上の乗物用のものを除く機械要素），制動装置（陸上の乗物用のものを除く機械要素），バルブ（陸上の乗物用のものを除く機械要素），芝刈機，電動式カーテン引き装置，電動式扉自動開閉装置，3Dプリンター，電機ブラシ</p> <p>[第 3 5 類]</p> <p>広告業，トレーディングスタンプの発行，経営の診断又は経営に関する助言，事業の管理，市場調査又は分析，商品の販売に関する情報の提供，農業経営に関する指導及び助言，農業分野の事業に関する助言，農業経営に関する情報の提供，農業施策の動向に関する調査，農業機械器具の売買契約の媒介，農業経営の実態調査，農業経営の診断，職業のあっせん，農業作業者のあっせん，競売の運営，輸出入に関する事務の代理又は代行，新聞の予約購読の取次ぎ，速記，筆耕，書類の複製，文書又は磁気テープのファイリング，コンピュータデータベースへの情報編集，電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作，建築物における来訪者の受付及び案内，広告用具の貸与，タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供，求人情報の提供，新聞記事情報の提供，自動販売機の貸与</p> <p>[第 4 2 類]</p> <p>気象情報の提供，建築物の設計，測量，地質の調査，機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的</p>

	<p>確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究，建築又は都市計画に関する研究，公害の防止に関する試験又は研究，電気に関する試験又は研究，土木に関する試験又は研究，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業技術に関する助言，農業技術に関する情報の提供，農業耕作の指導，機械器具に関する試験又は研究，計測器の貸与，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，理化学機械器具の貸与，製図用具の貸与</p>
<p>【C】 登録第6753397号 「SAWACHI」(標準文字)</p>	<p>[第7類] 金属加工機械器具，土木機械器具，荷役機械器具，化学機械器具，食料加工用又は飲料加工用機械器具，農業用機械器具，農業用ロボット，包装用機械器具，プラスチック加工機械器具，風水力機械器具，農業温室用循環送風機，業務用電気洗濯機，修繕用機械器具，業務用攪はん混合機，業務用皮むき機，業務用切さい機，業務用食器洗浄機，消毒・殺虫又は防臭用散布機（農業用のものを除く。），動力伝導装置（陸上の乗物用のものを除く機械要素），制動装置（陸上の乗物用のものを除く機械要素），バルブ（陸上の乗物用のものを除く機械要素），芝刈機，電動式カーテン引き装置，電動式扉自動開閉装置，3Dプリンター，電機ブラシ</p> <p>[第9類] 消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター，理化学機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，眼鏡，運動用保護ヘルメット，ホイッスル，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物</p>
<p>----- 【C】 登録第6401317号 「SAWACHI」(標準文</p>	<p>----- [第35類] 広告業，トレーディングスタンプの発行，経営の診断又は経営に関する助言，事業の管理，市場調査又は分析，商品の販売に関する情</p>

<p>字)</p>	<p>報の提供，農業経営に関する指導及び助言，農業分野の事業に関する助言，農業経営に関する情報の提供，農業施策の動向に関する調査，農業機械器具の売買契約の媒介，農業経営の実態調査，農業経営の診断，職業のあっせん，農業作業者のあっせん，競売の運営，輸出入に関する事務の代理又は代行，新聞の予約購読の取次ぎ，速記，筆耕，書類の複製，文書又は磁気テープのファイリング，コンピュータデータベースへの情報編集，電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作，建築物における来訪者の受付及び案内，広告用具の貸与，タイプライター・複写機及びワードプロセッサの貸与，消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供，求人情報の提供，新聞記事情報の提供，自動販売機の貸与</p> <p>[第42類]</p> <p>気象情報の提供，建築物の設計，測量，地質の調査，機械・装置若しくは器具（これらの部品を含む。）又はこれらの機械等により構成される設備の設計，デザインの考案，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じて的確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究，建築又は都市計画に関する研究，公害の防止に関する試験又は研究，電気に関する試験又は研究，土木に関する試験又は研究，農業・畜産又は水産に関する試験・検査又は研究，農業技術に関する助言，農業技術に関する情報の提供，農業耕作の指導，機械器具に関する試験又は研究，計測器の貸与，電子計算機の貸与，電子計算機用プログラムの提供，理化学機械器具の貸与，製図用具の貸与</p>
-----------	--